

# 林業公社だより



第19号  
2019.2

～森林の整備と環境型林業経営に努め、  
山村地域の雇用創出と林業の振興に貢献します～

## 分収林契約変更のお願いについて

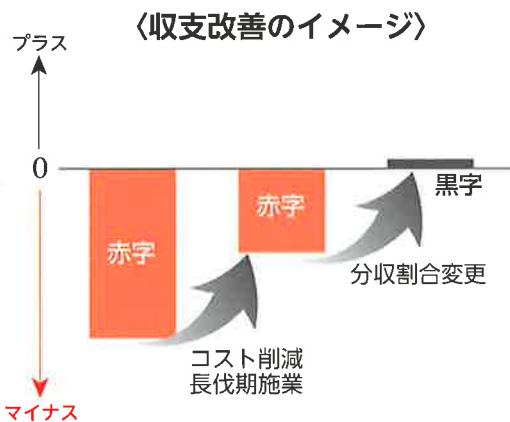


現在、本格的な収穫時期に至らない中、木材価格の低迷や労賃の高騰などにより契約当時と社会状況が大きく変化し安定的な経営が厳しい状況となっています。

林業公社では、人件費の削減や組織の簡素化、低利率資金への借換え、施業基準の見直しなど経営改善に取り組んできましたが、財務状況の健全化と分収林事業の継続のためには、契約者の皆様に分収割合の変更や契約期間の延長をお願いせざるを得ない状況にあります。

### (1) 分収割合の変更

これまでの経営改善を行ってもなお、長期的な収支を黒字化させるためには分収割合の見直しをお願いせざるを得ない状況です。



現行	お願い
分収金 契約者分 40%	分収金 契約者分 <b>30%</b>
分収金 公社分 60%	分収金 公社分 <b>70%</b>

### (2) 長伐期非皆伐施業の導入

間伐による収入を増やし林地の保全を図るために、契約期間を90年間とする変更をお願いします。



## 契約者・代表者・代理人の方へのお願い

### 1. 売買及び契約者の異動等

- ① 契約地を売買又は担保に入れる場合は、事前に当公社の承認が必要です。
- ② 契約地を相続・贈与・購入された場合や、代表者や代理人の変更がある場合は、速やかに当公社にご連絡ください。
- ③ 他の契約者への周知も併せてお願いいたします。

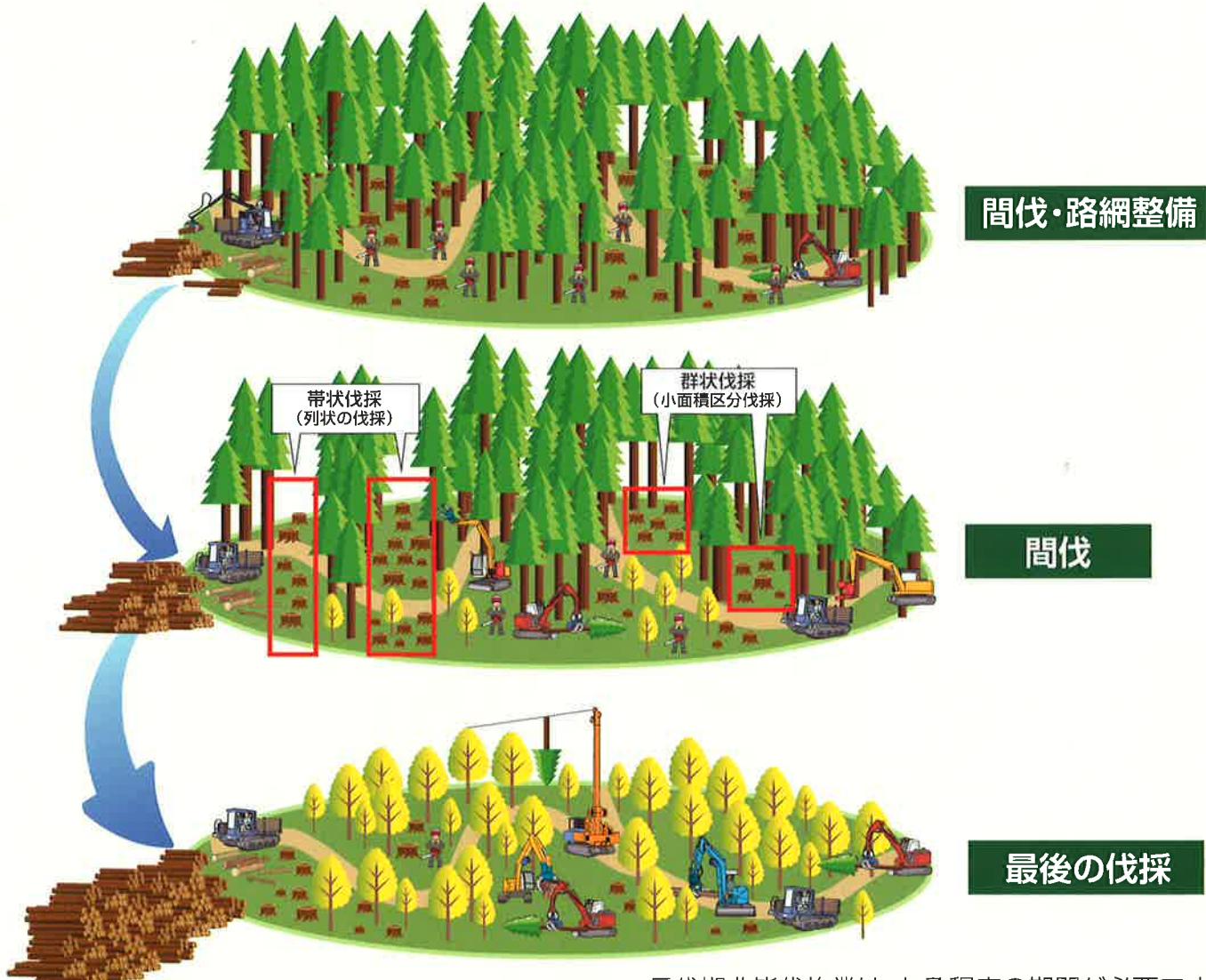
契約関係書類等で不明瞭なことがありましたら当公社までご連絡ください。

# 長伐期非皆伐施業～伐採収益の底上げと森林の公益的機能の維持増進～

## 目的

- ① 繰り返し間伐を行うことで、収穫できる材積を増やす。
- ② 市場の価格動向に応じて、有利な時期に適切な量を販売できる。
- ③ 伐採跡地に広葉樹を導入することで、林地の保全と管理経費の削減ができる。
- ④ 林地や森林の状況に応じて多様で適切な管理ができる。

**【長伐期非皆伐施業のイメージ】**（一律に行うのではなく、森林の生育ステージに対応して実施します）



長伐期非皆伐施業は、ある程度の期間が必要です。

## 平成30年度 森林整備の状況

林業公社では契約者のご協力を得て、森林經營計画に基づく保育や間伐、作業道の整備など主伐に向けた生産基盤の整備を行っています。

搬出間伐：191ha (間伐材：13千m<sup>3</sup>)

森林作業道開設：17km 除伐・保育間伐：49ha

分収林契約地に関する森林施業や作業道等へのご意見・ご要望・ご質問などがありましたら、下記連絡先までお寄せください。

発行：公益財団法人山形県林業公社

住所：〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番  
電話：023-666-6348 FAX:023-689-9348

ホームページ：<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>  
メールアドレス：[y-ringyo@atlas.plala.or.jp](mailto:y-ringyo@atlas.plala.or.jp)

山形県林業公社

検索